

労働保険料算定基礎賃金等の報告 作成の注意点

【提出方法】

- ・ 所定のエクセル様式で提出の場合
香歯ホームページのトップページ「労働保険年度更新」からダウンロードしてください。(パスワード不要)
提出先：kyoukumi@kashi.or.jp (香歯のメールアドレスとは異なります)
※令和8年度手数料より1,000円減額いたします。
- ・ 紙で提出の場合
令和8年1月に紙での提出希望をお知らせいただいた方には複写の様式を同封しています。
紙様式を希望した場合でも、エクセルで提出が可能な場合はできる限りエクセルでの提出にご協力ください。

【雇用保険適用要件】

- ① 所定労働時間が週 20 時間以上
- ② 31 日以上の雇用見込があること

上記2点両方に当てはまる方は全員雇用保険を取得しなければなりません。

- ・ 取得者の労働時間が週20時間未満となる場合は喪失手続きが必要です。
- ・ 年度を超えて遡及取得/喪失する場合は訂正申告が必要です。

☆毎年取得漏れが見られます。今一度、適用要件を確認ください。

【作成の注意点】

- ・ (1) 常用労働者 には正社員、パートに関わらず雇用保険加入者全員を記入ください。
- ・ 同封の被保険者台帳照会を確認の上、各種届出をしていない方がいましたら、至急手続きください。
- ・ (3) 臨時労働者 には雇用保険非取得者を記入ください。
※手書きの場合は「全員週20時間未満確認済み」と記載ください。
- ・ 育休等で賃金が発生していない場合でも人数には含みます。
- ・ 合計欄等記載が必要な欄は全て記入ください
- ・ 特別加入をしている事業所は忘れずに記入ください